第７　粉末消火設備

１　容器置場

第５不活性ガス消火設備２⑴から⑶及び⑸から⑺アまでに準ずるほか、次によること。◆

⑴　容器置場には「粉末消火設備貯蔵容器置場」及び「立入禁止」の表示をすること。◆

⑵　貯蔵容器には、次の表示を設けること。

粉末消火設備消火薬剤 １　消火剤の種類 ２　消火剤量 ３　最高使用圧力 ４　製造年 ５　製造者名

文字大きさ:2cm角以上
地色　　:白色
文字色　　:黒色

注）最高使用圧力については、加圧式に限り表示すること。

２　配管等

第５不活性ガス消火設備３に準ずるほか、配管の構造及び機能は、次によること。◆

⑴　同時放射した場合に、噴射ヘッドの放射圧力が均一になるように、噴射ヘッドの取付け枝管に至るまでの配管をトーナメント方式とすること。◆

⑵　規則第 21 条第４項第７号へのただし書きの措置とは、次図の配管の組合せ又は特別継手を用いる場合をいう。◆

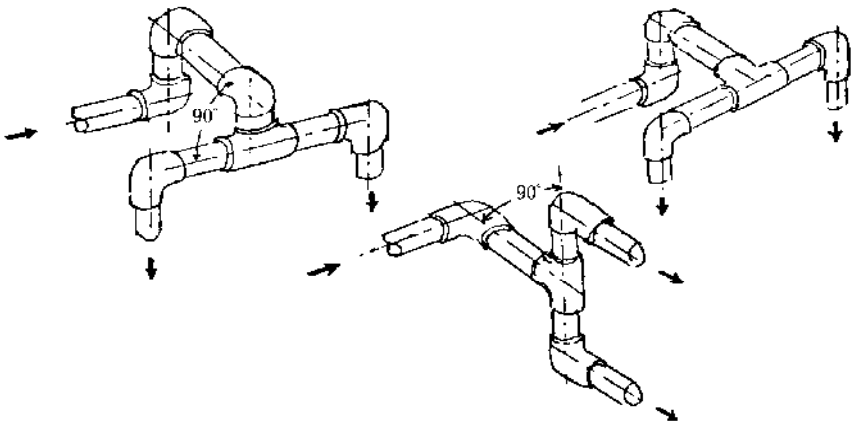

⑶　配管径に対する最少流量は、次表によること。◆

管の呼び径（A）	10	15	20	25	32	40	50	65	80	90	100	125
最少流量（kg/sec）	0.3	0.5	0.9	1.5	2.5	3.2	5.7	9.6	13.5	18.0	23.5	35.0

⑷　定圧作動装置は、認定品又は「粉末消火設備の定圧作動装置の基準」（平成７年消防庁告示第４号）に適合すると認められるものとすること。◆

３　自動車車庫等の放射区域等

⑴　放射区画

車両が駐車するための柱、はり又は壁で囲まれた部分に、その前面の車路（車両の駐車する場所が車路を挟んで両側にある場合は、当該車両の中央線までの面積とする。）の部分を加えた床面積で 100 平方メートル以上の部分を一放射区画とすること。◆

⑵　粉末貯蔵容器の設置個数

２以上の放射区画が相接する場合は、粉末貯蔵容器を２ユニット設置するものとし、相互に受け持つこととなる放射区画は、次図によること。◆

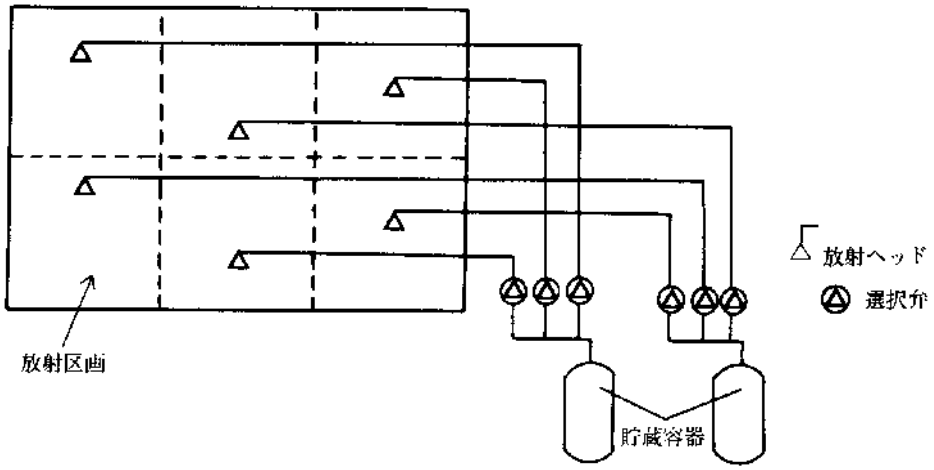

⑶　貯蔵粉末薬剤量

粉末貯蔵容器を２ユニット設置することとなる場合は、それぞれの容器の受け持つ放射区画のうち、最も大きい放射区画の床面積１平方メートルにつき、5.72 キログラムで換算した量以上とすること。◆

４　制御盤

第５不活性ガス消火設備４⑵から⑷に準ずること。◆

５　火災等の表示装置

第５不活性ガス消火設備５（⑴を除く。）に準ずること。◆

６　音響警報装置

第５不活性ガス消火設備６に準ずること。◆

７　起動装置

⑴　全域放出方式の起動は、次によること。

ア　全域放出方式の起動は、手動式とする。ただし、防火対象物が無人の場合又は手動式によることが不適当な場所に設けるものにあっては、自動式とすること。◆

イ　点検等で防護区画内が有人となる場合には、手動式に切り替えられること。◆

⑵　自動式の起動装置

ア　感知器は、粉末消火設備専用のものとし防護区画ごとに警戒区域を設定し、規則第 23 条及び第 24 条に準じて設けること。◆

イ　感知器又はその直近には、粉末消火設備専用であることが明確に区別できる表示をすること。◆

⑶　手動式の起動装置

第５不活性ガス消火設備７⑶ア及びイに準ずるほか、手動式の起動装置には、見やすい箇所に次の例のような表示を設けること。◆

ア　手動式の起動装置の表示

30cm以上

10cm以上

粉末消火設備 手動起動装置

地色　:赤色
文字色:白色

イ　注意事項の表示

⚠　注　意　事　項

1　火災のとき以外に手を触れないこと。
2　火災のときは、次のことに注意すること。
⑴　室内に人がいないことを確かめる。
⑵　この扉を開くと退避指令の放送が鳴る。
⑶　ボタンを押すと出入口の扉（又はシャッター）が締まり___秒後に粉末消火剤が室内へ噴き出す。
⑷　出入口上部の「粉末消火剤充満」が点灯しているときは、出入りを禁止する。
⑸　速やかに安全な場所に退避する。

※1　音響警報装置がサイレン又はベルの場合は、文中の2⑵の「退避指令の放送」を「サイレン」又は「ベル」と書き換えるものとする。
※2　文字の大きさは2cm角以上。
※3　地色及び文字色は、地色が白色の場合は文字色は黒色、地色が灰色の場合は文字色は緑色とする。

８　保安措置

⑴　全域放出方式の防護区画の外側には、消火剤放射時に消火剤が放射された旨を表示する次の例のような表示灯（以下「充満表示灯」という。）を全ての出入口付近の見やすい位置に設けるとともに、表示回路の配線が当該防護区画内を経由

する場合は、耐火配線とすること。また、充満表示灯のみでは効果が期待できないと認められる場合には、赤色の回転灯の附置等の措置をすること。◆

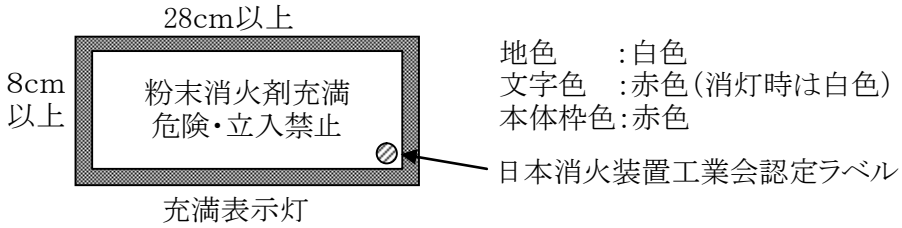

⑵　全域放出方式の防護区画の外側には、次の例のような表示を主要な出入口扉等の見やすい位置に設けること。◆

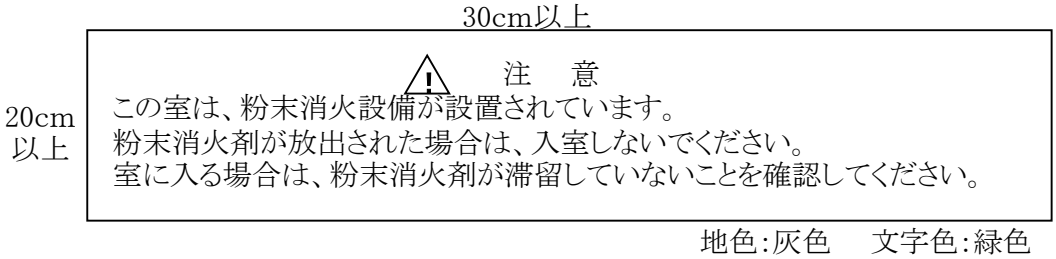

⑶　全域放出方式の防護区画内には、見やすい位置に次の例のような表示を設けること。◆

ア　音響警報装置が音声の場合

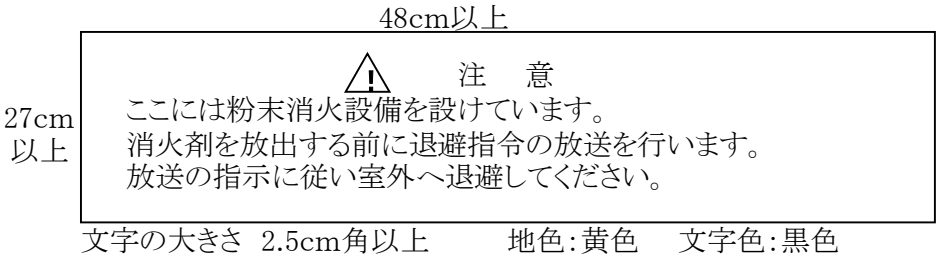

イ　音響警報装置がサイレン又はベル等の場合

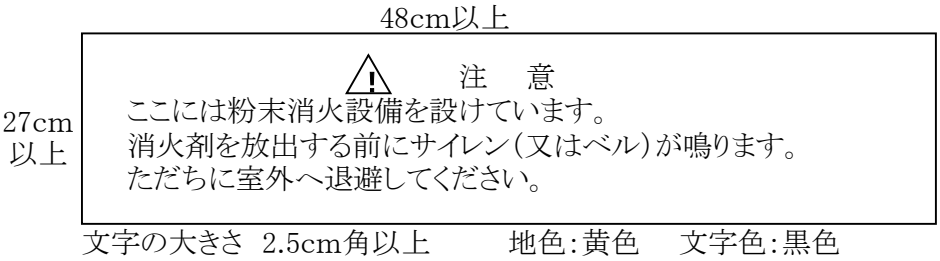

⑷　全域放出方式の起動装置の放出用スイッチ又は引き栓等の作動から貯蔵容器の容器弁又は放出弁の開放までの時間（以下「遅延時間」という。）は、次によるものとし、遅延時間の調整用ダイヤルが容易に変更できるものにあっては、設定後シール等で調整用ダイヤルを固定すること。◆

ア　通常無人となる防護区画にあっては、遅延時間を 20 秒以上とすること。◆

イ　人が勤務し又は、監視のために入る防護区画にあっては、40 秒以上とするこ

と。ただし、防護区画内の人が有効に避難することが確認できる場合にあっては、その時間（20 秒以上）とすることができる。◆

９　防護区画

全域放出方式の粉末消火設備を設置した防護区画は、第５不活性ガス消火設備９に準ずること。◆

10　移動式の粉末消火設備

第５不活性ガス消火設備 15⑴から⑶に準ずるほか、駐車場に移動式の粉末消火設備を設置できる場合は第４泡消火設備 10⑶に準じた場合とするとともに、次によること。◆

⑴　令第 18 条第１項第３号の「有効に放射することができる長さ」とは、ホースそのものの長さに放射距離の５メートルを加えた長さとする。ただし、仕様書等により有効に放水できると認められるものにあってはこの限りでない。◆

⑵　次の例のような表示をすること。◆

ア　名称の表示

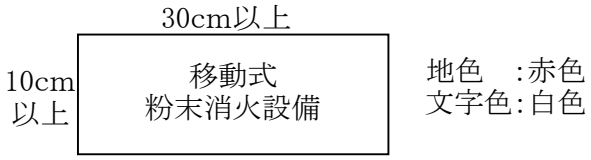

イ　使用方法の表示

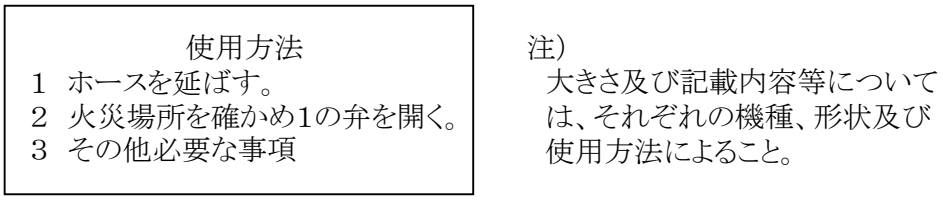

⑶　ラック式等の機械式駐車場（工作物に限る。）に設置する場合は、各層に有効に放射し、かつ、消火活動を行うことのできる消火足場を、次により設けること。ただし、有効に放射できる場合は２層ごとに設置することで足りる。◆

ア　消火足場の天井高さは２メートル以上、有効幅員は 60 センチメートル以上とすること。◆

イ　消火足場の各部分から２方向以上の経路により地上に避難することができること。◆